

## 浜松市歴史的風致維持向上協議会設置要綱

### (設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号。以下、「法」という。)第11条第1項の規定に基づき、浜松市歴史的風致維持向上協議会(以下、「協議会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、浜松市歴史的風致維持向上計画(以下、「計画」という。)の作成及び変更に関する協議並びに認定計画の実施に係る連絡調整を行う。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、法第11条第2項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 法第11条第2項第4号の市が必要と認める者は、次に掲げるものとする。

(1) 静岡県職員

(2) 重要文化財建造物等の所有者

(3) 知識経験を有する者

(4) 市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 法第11条第2項第2号又は第3号に該当する者として委嘱された委員が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

### (会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員(臨時委員を除く。)の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

( 会議 )

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、意見を聴くことができる

4 会長は、会議を開く時間的余裕がないと認めたときは、案件ごとに定めた委員に回議して、これに代えることができる。

( 謝礼 )

第 7 条 委員の会議等への参加について、予算の範囲内において、謝礼を支払うことができる。

( 事務局 )

第 8 条 協議会の事務局は、市民部文化財課及び都市整備部土地政策課に置く。

( 細目 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、令和 2 年 2 月 1 0 日から施行する。

( 任期の特例 )

2 この要綱の規定に基づき最初に委嘱され、又は任命される協議会の委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。